

県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（  
 環境整備課）

秋田県告示第三百四十四号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例  
 （平成十四年秋田県条例第七十五号）第十条の規定により、平成  
 十八年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次の  
 とおり公表する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数  
 四百二件（うち、内容の変更を伴う協議件数 八十六件）
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数  
 四百二件
- 三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数  
 四百二件
- 四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入			合 計
	最終処分	中間処理	再生利用	
燃え殻	一〇一	四五五	〇	五五六
汚泥	一一、三九九	七、三七四	二、三三九	一九、〇一一
廃油	〇	二七、六二四	一、四八七	二九、一一一
廃酸	〇	八、四八七	〇	八、四八七
廃アルカリ	〇	一七、七八四	〇	一七、七八四
廃プラスチック類	八、七五二	一七、二四二	二九、八七五	五五、八六九
紙くず	〇	二、八〇九	〇	二、八〇九
木くず	〇	一、九四四	〇	一、九四四
繊維くず	〇	一一二	〇	一一二
動物性残さ	〇	一八	〇	一八
金属くず	〇	一五八	一三六	二九四
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	〇	一〇、四〇二	九三五	一一、三三七
鉱さい	八	九一三	〇	九二一
がれき類	〇	一〇五	〇	一〇五
ばいじん	三三	七五	一、四八五	一、五九三
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。）	一一、七九一	二七、二五二	〇	四〇、〇四三
合 計	三三、〇八四	一一三、七六四	三四、一五七	一九〇、〇〇五

五 環境保全協力金の納入額

四千二百七十六万二千五百円

六 環境保全協力金の使途

産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進のための事業や研究、適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。